

令和4年度第1回秦野市伊勢原市環境衛生組合
栗原一般廃棄物最終処分場維持管理事業者選定委員会議事要旨

1 日時

令和4年4月26日（火） 午前9時50分から11時30分まで

2 場所

はだのクリーンセンター3階小会議室

3 出席者

- (1) 委員 7名
- (2) 事務局 3名

4 内容

- (1) 開会
- (2) 事務局長あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 委員会要綱の確認
- (5) 副委員長の指名
- (6) 議題
- (7) その他
- (8) 閉会

5 議題

- (1) 委員会の公開等に関する取扱いについて
 - ・ 委員会の会議については、公開することを原則とし、公正性に欠ける、委員会の運営に支障を及ぼすなどの事由が生じる場合は非公開とすること、公開する場合は傍聴する形で行うことなどを規定する委員会の公開等に関する取扱要領を説明した。【事務局】
- (2) 事業者選定スケジュールについて
 - ・ 委託業務契約締結を予定している7月下旬までの公募型プロポーザルの流れや委員会開催と内容等の概要について説明した。【事務局】
 - ・ 2回目の委員会については、公募型プロポーザル参加者の業務実績や経

歴などの書類確認のため非公開とし、3回目の委員会については、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを公開、委員による審査については非公開とすることで開催することとなった。

- ・ 会議の公開は3回目だが、会議録については全ての回が公開される形となるのか。【委員】
⇒ 議事の要旨の形にて、当組合のホームページ上で公開することを予定している。【事務局】
- ・ 現契約の締結日はいつか。【委員】
⇒ 令和元年8月1日に契約締結、同年9月1日に契約開始となっている。【事務局】
- ・ 公告の期間を確認したい。【委員】
⇒ 5月16日（月）から5月31日（火）までを考えている。【事務局】
- ・ 前回3年前には何者の応募参加があったか。【委員】
⇒ 1者の参加であり、その業者の提案審査等を行った。【事務局】

(3) 実施要領（案）、発注仕様書（案）、提案書作成要領（案）、様式（案）について

- ・ 実施要領、発注仕様書等について説明した。【事務局】
- ・ 参加形態が「単独の事業者」となっているが、他自治体等において、水処理業務と埋立業務を分離発注している事例等はあるか。【委員】
⇒ 埋立業務は直営、水処理業務は委託の例が多く、両業務とも実施している業者は少ない。当組合においては埋立業務も委託するため、単独発注を考えている。【事務局】
- ・ 参加資格の要件で、項目イ（入札参加停止中でない）や、項目ウ（業務登録がされている）において秦野市の条件を前提としているが、伊勢原市の同様の条件は考慮されなくて良いか。例えば伊勢原市の入札参加停止処分を受けている者が参加を希望した場合、問題はないか。【委員】
⇒ 当組合の入札業務は秦野市の契約規則に準じているため、このような記載としている。ご指摘のとおり、この表記だと伊勢原市の入札参加停止の者が参加を希望した場合には参加可能になってしまうため、項目イは記載を「秦野市または伊勢原市」に変更する。なお、項目ウは原案のまま問題ないと思われる。【事務局】
- ・ 発注仕様書に、焼却灰埋立終了期限が令和5年度末とあるが、それ以降令和7年8月末までは埋立業務はあるか。【委員】

- ⇒ 本組合から生じる焼却灰の埋立は令和5年度をもって終了するが、伊勢原市における土地利用の容易さを考慮した埋立形状とするために最終覆土を行う必要がある。その期間は、焼却灰の受入れが終了した後の令和6年4月から1年間で完了すると見込んでいる。そのため、令和7年4月から8月までの期間は、覆土に係る人員を1名減らした積算としている。【事務局】
- 水処理施設については、焼却灰受入終了後に水質分析等を実施する必要があると思うが、一般的な事例として、何年ほど水処理や水質分析を行う必要があるのか。【委員】
- ⇒ 秦野市に所在した栃窪最終処分場の事例では、埋立終了後から10年程度かかっている。水質分析の結果、水処理を行わずとも河川放流が出来る程度に分析数値が落ち着かないと神奈川県との廃止協議が出来ない。また、水質以外にも埋立地内部からのガスの管理・分析も必要となる。【事務局】
- 水質が河川放流可能な数値に落ち着いた後は、維持管理自体がなくなるとの理解で良いか。【委員】
- ⇒ そのとおりである。【事務局】
- 前回の契約金額上限は、1億3千万円程度だったが、今回は1億5千万円程度となっている。その間、消費税率が改正されてはいるが、2千万円程度金額が上がっていることに関して内容を確認したい。【委員】
- ⇒ 大まかな内訳は、まず人件費が200万円程度上がっている。最後の数か月人数は減るが人件費上昇が影響した。次に外注費(水槽清掃や警備費等)が1千万円程度上がっている。外注業者の作業費等の上昇が影響した。その人件費や外注費の値上りに伴い諸経費が600万円程度上がっており、更に消費税率の改正が重なった。【事務局】
- 提案書作成要領の災害時等危機管理体制において、突発的な業務発生時の協力体制についての項目があるが、突発的な業務はどのようなケースを想定しているか。また、過去の事例等あれば確認したい。【委員】
- ⇒ 雨量等に注意する必要がある施設につき、集中豪雨や大型台風等を想定している。過去の事例としては、令和元年10月の大型台風の直撃において、現委託先の本社から応援人員が数名現場に派遣され、水処理等の対応や法面の補修等を行った事例がある。【事務局】
- 発注仕様書においては原則月曜日から金曜日までを水処理施設の運転とされているが、突発的な業務においては協議の上でそれ以外の日時におい

でも対応をしているとの理解で良いか。【委員長】

⇒ そのとおりである。【事務局】

- ・ 発注仕様書に教育・訓練の項目があるが、具体的にどのような内容を想定されているか確認したい。【委員】

⇒ 具体例として、接遇トレーニング、個人情報取扱い、救護訓練、緊急連絡訓練等を委託先に依頼しており、同様の内容を今後も想定している。

【事務局】

- ・ プロポーザル実施要領の審査方法において、最高点となる事業者を優先交渉権者に選定することとなっているが、一定の水準を満たす意味で最低基準点のようなものは設定しないのか。【委員】

⇒ 前は応募が1者だったこともあるが、設定しない形で考えている。

過去2回とも設定していなかった。【事務局】

- ・ 一般的なプロポーザル公募の事例において、最低基準点の設定等はどのようなになっているのか。【委員】

⇒ 昨年度、当組合で指定管理者選定のプロポーザルを実施した際には、5段階評価(本プロポーザルは4段階)とし、その平均点を最低基準点として設定した事例はある。最低基準を設けないとすると、仮に評価におけるD(不可:仕様を満たしていない)があった場合、どのように取り扱うか今後の委員会で検討する必要がある。【委員】

⇒ 参加資格要件等において一定の基準を設けているので、参加者は一定の水準を満たしていると想定している。参加資格要件等の確認を確実に行う。【事務局】

(4) 審査基準(案)、審査配点表(案)について

- ・ 参加資格要件の確認表については、公募型プロポーザルに参加することの適否を判断するためのものであり、事務局が確認した後に委員会において確認判断を行うことの説明をした。【事務局】

- ・ 審査配点表については、種目・項目ごとに委員が評価を行うためのもので、プレゼンテーション及びヒアリング後の委員による審査にて評価点が決まるものと説明した。

【事務局】

- ・ 審査の配点については3年前と同じか。【委員】

⇒ 特に変更等はありません。【事務局】

6 その他

- ・ 次回委員会は、令和4年6月3日（金）午前10時からはだのクリーンセンター3階小会議室にて開催予定となり、栗原一般廃棄物最終処分場維持管理事業者選定委員会の会議の公開等に関する取扱要領第2項の規定により、非公開とすることを確認した。